

告 示

埼玉県告示第七百八十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年五月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）テックランド東所沢店

埼玉県所沢市下安松九百六十番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

計画地は県道二四号線、県道一七九号線に挟まれ、それぞれから駐車場の出入口を計画していますが、両県道は片側一車線の道路です。

周辺には、娯楽施設やスーパーもあり両県道が交わる交差点方向は、週末や平日の午後などにはすでに渋滞を起こす場所となっています。

よってこれ以上の渋滞を起こさぬように警備員の適切な配置や誘導、店舗駐車待ち車両対策として計画地以外の駐車場の確保など周辺生活者の迷惑とならないような対策をお願いします。

また、運搬用大型車両での搬出入は、小中学校の通学時間帯は禁止するか、常時警備員の配置により児童優先の通行をお願いします。

二 縦覧期間

平成二十六年五月二十七日から平成二十六年六月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター